

係るもの (二) 中部総合事務所 所の所管区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所及び三重総合事 務所の所管区域に 係るもの										中部総合事 務所長
4 同条例第21条第1 項の規定による特定 建築士以外の登録配 慮計画の受理 (一) 東部総合事務 所及び伊藤総合事 務所の所管区域に 係るもの (二) 中部総合事務 所の所管区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所及び三重総合事 務所の所管区域に 係るもの										東部総合事 務所長 中部総合事 務所長 西部総合事 務所長
5 同条例第21条第2 項(同条第3項第2 項(同条第3項第2 項)の規定による 特定建築士以外の環 境配慮計画の概要の 公表										
6 同条例第21条第3 項の規定において準 用する同条例第19条 第4項の規定による 特定建築士以外の環 境配慮計画の変更届 及び完了報告の受理 (一) 東部総合事務 所及び伊藤総合事 務所の所管区域に 係るもの (二) 中部総合事務 所の所管区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所及び三重総合事 務所の所管区域に 係るもの										東部総合事 務所長 中部総合事 務所長 西部総合事 務所長
7 同条例第21条第1 項の規定による特定 建築士等に対する指 導 (一) 東部総合事務 所及び伊藤総合事 務所の所管区域に 係るもの (二) 中部総合事務 所の所管区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所及び三重総合事 務所の所管区域に 係るもの										東部総合事 務所長 中部総合事 務所長 西部総合事 務所長
8 同条例第21条第2 項の規定による特定 建築士に対する勧告 及びその旨の公表										
9 同条例第22条第2 項の規定による報告 の類似等 (一) 東部総合事務 所及び伊藤総合事 務所の所管区域に 係るもの (二) 中部総合事務 所の所管区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所及び三重総合事 務所の所管区域に										東部総合事 務所長 中部総合事 務所長 西部総合事 務所長

略 略	(二) (一)以外のもの (1) 東部地区沿岸漁業構造事業に係るもの (2) (1)以外のもの	鳥取県事務局長 総合事務所長
	略	略

略 略	(二) 請取準備金額が5億円未満の工事に係るもの	ー
	略	略

別表第4 (第6条、第11条関係)

工事検査に係る決裁職員及び事務執行権限の区分

種 類	事務処理権限の区分			
	委任決裁権者			
	行政監察 監	工事検査 課長	米子工事 検査事務 所長	検査員
略				

注 略

別表第4 (第6条、第11条関係)

工事検査に係る決裁職員及び事務執行権限の区分

種 類	事務処理権限の区分			
	委任決裁権者			
	行政監察 監	建設事業 評価室長	米子工事 検査事務 所長	検査員
略				

注 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。